

第一条(規則の目的)

(1) 本規則は宗教法人本松寺が宗教行為として供養する永代供養と釈迦如来立像永代供養塔を使用するにあたり、供養及び納骨に関する必要な事項を含め、その管理運営が適切に行われるよう制定する。

第二条(名称及び管理運営)

(1) 名称は本松寺永代供養及び釈迦如来立像永代供養塔とし、管理運営主体は宗教法人本松寺、管理責任者は代表役員(本松寺住職)とする。

第三条(使用の資格)

(1) 日蓮宗の宗旨に帰依するのであれば過去の宗派の如何を問わず永代供養を申込みことができ、釈迦如来立像永代供養塔を使用することができる。但し、未信徒の場合には、本松寺念書(別紙)に署名捺印し誓約後に永代供養と納骨をすることとする。

※ 永代供養とは継承者の有無にかかわらず、永代に渡ってお寺が申込の霊位を供養し、釈迦如来立像永代供養塔は納骨後、お寺が維持管理を約束するお墓のことである。申込者・使用者のご健在中に年忌法要等を不要とするものではない。

第四条(申込みの手続き)

(1) 申込は本人の生前契約、本人故人後の遺族の申込のいずれかも可とする。

(2) 使用者は申込書に必要事項を記入署名捺印の上、別に定めるところの永代供養料、釈迦如来立像永代供養塔使用料を納入し、永代供養申込書の署名捺印後の複写の交付を受ける。

① 納骨時には火(埋)葬許可証を添付する。

② 墓地の移転には墓地埋葬法により改葬許可証を必要とする。

(ただし、本松寺境内墓地からの移転納骨の場合は、②を不要とする)

第五条(供養の方法と納骨及び管理について)

(1) 本松寺の永代供養の方法は、本堂に個別の永代位牌を安置し、霊簿に申込の霊位を記載し、毎月の命日には、本堂での朝勤時に霊位名を読み上げ読経回向し、本松寺が続く限り未来永劫まで供養することである。また、お盆と春・秋の施餓鬼法要には合同供養の永代総供養塔婆を掲げ法要後は釈迦如来立像永代供養塔へ塔婆を立てることとする。

(ただし霊位別の塔婆は、申込者が施餓鬼塔婆を希望した場合に立てる)

(2) 釈迦如来立像永代供養塔の納骨は、永代供養の申込時点で日時を打ち合わせ、納骨の時には個別に読経回向の儀式を本松寺住職が行う。

(ただし住職不在の場合は、代理僧侶として、本松寺住職が認めた僧侶が行う)

(3) 永代供養料、釈迦如来立像永代供養塔使用料の納入・申込書署名捺印の複写と志納証を発行後、申込の霊位を霊簿に記載し位牌を本堂に安置する。

(4) 釈迦如来立像永代供養塔の納骨ではその形式上、納骨後のご遺骨返還には応じられない。また、ご遺骨を納骨袋に入れ直してから納骨する。

(5) 納骨日時が申込者の事情で延期された場合には、納骨堂内に骨壺のまま7回忌まで保管供養する。(ただし年間保管費用は6000円とする)

7回忌を過ぎれば、再度意思確認し釈迦如来立像永代供養塔へ合祀納骨を行う。

なお、延期期間は13回忌までとし、13回忌を過ぎれば意思確認せずに、住職の判断によって納骨堂のご本尊真下の合祀納骨へ埋葬する。また、それ以前に連絡が途絶えた場合や無縁となった場合は、管理責任者(本松寺住職)の判断にて納骨堂のご本尊真下の合祀納骨へ埋葬する。

(6) 申込者とその家族は、本松寺檀信徒としてお寺の行事等信行活動に参加することが望ましい

第六条(永代供養料・永代供養(釈迦如来立像)塔使用料について)

(1) 永代供養料は、一霊位50万円とする。これには霊簿の記載、位牌の作成、永代供養(釈迦如来立像)塔の使用、納骨時の儀式のお布施を含むこととする。但し銘板への石版パネル刻字貼付は任意とし、その料金は実費を指定の石材店に納入する。

(2) 釈迦如来立像永代供養塔の納骨のみ使用したい場合は、本松寺住職が認める場合に限る。使用料は、一霊位30万円とする。納骨後参拝できる。永代の位牌は作成しない。納骨時の儀式のお布施は別途、御志とする。また(1)同様に銘板への石版パネル刻字貼付は任意とし、その料金は実費を指定の石材店に納入する。

(3) 本松寺の境内墓地を閉眼し釈迦如来立像永代供養塔を使用する場合においても、第六条(1)と第六条(2)を適用する。墓地返納に対しての返金は墓地の利用年月の長短に関わらず返金しない。また銘板への石版パネル刻字貼付は任意とし、その料金は実費を指定の石材店に納入する。さらに、閉眼した墓地における墓石の移動撤去費用も指定の石材店に実費を支払うこととする。閉眼時・釈迦如来立像永代供養塔納骨時の儀式は、本松寺住職が行い、そのお布施は、その都度、御志とする。

(4) 他所からの移転納骨の場合においても第六条(1)と第六条(2)を適用する。過去の宗派不問とするが、納骨時は日蓮宗の法要に則り納骨し、納骨時その後の年忌等の法要儀式は本松寺の住職が行う。また申込者とその家族は日蓮宗の信徒として本松寺の行事等信行活動に参加することが望ましい。同様に銘板への石版パネル刻字貼付は任意とし、その料金は実費を指定の石材店に納入する。

第七条(埋骨の条件と制限)

- (1) 永代供養塔には、人骨(焼骨)以外の納骨はできない。
- (2) 副葬品(個人の愛用品)は原則として骨壺に入っているもののみとする。
- (3) 当寺の承諾を得ないで、他寺院の導師による法要儀式は行えないものとする。

第八条(契約解除と拒否について)

- (1) 委託者が当寺に申し出なく、他寺院によって葬儀が執行されたとき。
- (2) 当寺の書面による承認を受けずに永代供養塔使用の権利を他人に譲渡したとき。
- (3) 永代供養申込契約者が本人又は近親者で無い場合には受付できない。

第九条(改正)

- (1) 本規則の改正は、本松寺住職と総代3名の全員一致の議決によって決定される。

第十条(補則)

- (1) 本規則に定めのない事項については法令の定め等による他、必要に応じて本松寺住職と総代3名で協議し決定する。

本規則は、平成28年12月1日から施行する

改則 平成29年12月20日

改則 令和2年4月1日

改則 令和7年5月1日

宗教法人 日蓮宗 本松寺

(※指定の石材店：川辺石材店 電話 078-911-5987)